

令和7年第1回定例会

四万十町議会会議録

令和7年3月13日（木曜日）

議事日程（第4号）

- 第1 議案第28号 第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 第2 議案第29号 四万十町農業支援住宅条例について
- 第3 議案第30号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第31号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第5 議案第32号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第33号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第34号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第35号 四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第36号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第37号 四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第38号 四万十町ホビーランド条例の一部を改正する条例について
- 第12 認定第39号 四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第40号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第41号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第42号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第43号 四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について

- 第17 議案第44号 四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例について
- 第18 議案第45号 四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第19 議案第46号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について
- 第20 議案第47号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について
- 第21 議案第48号 令和7年度四万十町一般会計予算
- 第22 議案第49号 令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第23 議案第50号 令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第24 議案第51号 令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第25 議案第52号 令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第26 議案第53号 令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第27 議案第54号 令和7年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第28 議案第55号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算
- 第29 議案第56号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算
- 第30 議案第57号 令和7年度四万十町水道事業会計予算
- 第31 議案第58号 令和7年度四万十町下水道事業会計予算
- 第32 発委第1号 四万十町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第33 議員派遣の件
- 第34 閉会中の継続審査・調査の申し出について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで

~~~~~

出席議員(14名)

1番	武田秀義君	2番	山本大輔君
3番	林健三君	4番	村井真菜君
5番	佐竹将典君	6番	中野正延君
8番	伴ノ内珠喜君	9番	中屋康君
10番	水間淳一君	11番	下元真之君
12番	味元和義君	13番	橋本章央君

14番 堀 本 伸 一 君

15番 緒 方 正 綱 君

~~~~~

欠 席 議 員 (1名)

7番 田 邊 哲 夫 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
会 計 管 理 者	細 川 理 香 君	企 画 課 長	池 上 康 一 君
危 機 管 理 課 長	味 元 伸 二 郎 君	にぎわい創出課長	川 上 武 史 君
農 林 水 産 課 長	佐 竹 雅 人 君	町 民 課 長	小 笹 義 博 君
税 务 課 長	西 岡 健 二 君	健 康 福 祉 課 長	小 嶋 二 夫 君
建 設 課 長	下 元 敏 博 君	環 境 水 道 課 長	国 泽 豪 人 君
高 齢 者 支 援 課 長	三 本 明 子 君	教 育 次 長	戸 田 太 郎 君
教 育 長	山 脇 光 章 君	校 园 教 育 課 長	浜 田 章 克 君
生 涯 学 習 課 長	今 西 浩 一 君	農 業 委 員 会 会 長	長 森 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	清 藤 真 希 君	總 務 課 財 政 班 長	太 田 祥 一 君
代 表 監 査 委 員	田 邊 幹 男 君	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 事 務 長	片 岡 丈 明 君
大 正 ・ 十 和 診 療 所 事 務 長	吉 川 耕 司 君		三 宮 佳 子 君

大正地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長	北 村 耕 助 君	町 民 生 活 課 長	林 和 利 君
-------------------	-----------	-------------	---------

十和地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長	富 田 努 君	町 民 生 活 課 長	畦 地 永 生 君
-------------------	---------	-------------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君   | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 小 野 川 哲 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（緒方正綱君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和7年第1回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に7番田邊哲夫君から欠席届があつております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第1、議案第28号第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

この議案については、教育民生常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び報告を求めます。

教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） それでは、教育民生常任委員会の報告をしたいと思います。

令和7年3月13日。

四万十町議会議長緒方正綱様。

教育民生常任委員長中屋康。

委員会審査報告書であります。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号、議案第28号。議案名、第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について。

審査の結果、原案可決であります。全会一致であります。

続きまして、教育常任委員会に付託されました議案28号について審査報告を行います。

審査報告書についてはタブレットに送信をしておりますので、逐次ご覧いただいたらと思います。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号、議案第28号。議案名、第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。審査の結果は全会一致で原案可決となりました。

それでは、審査の経過について、かいつまんで簡単に報告したいと思います。

令和7年3月10日に、健康福祉課、国澤課長、戸田副課長、生涯学習課からは今西課長、高瀬副課長に出席いただき、本議案について説明を受け審査を行いました。

計画の概要の説明はタブレットにお入れをしております経過報告書に記載しておりますので、割愛しますが、資料等をご覧いただきたいと思います。

審査に当たっての当日の委員からの意見ということで、何点かありましたので、ご報告をしたいと思います。

一点目としては、子育てに関する施策においてという項目があります。一時預かり保育、あるいは乳児等通園支援事業、低年齢児保育、障害児保育は重層的な要素を持つ事業でありますから、事業展開に当たっては生涯学習課、健康福祉課との連携した支援体制を確立すべきだとの意見がありました。

この答弁としまして、関係課との連携はもちろんのこと、民生委員、社会福祉協議会等と広く情報を共有して、遺漏のないようにする旨の答弁をいただきました。

二点目の委員からの意見としては、事業計画の策定に当たり、就学前児童及び小学校1年生から6年生の保護者を対象にアンケート調査が行われておりました。その中で、「最も望んでいる子育て支援策は」との問い合わせがあり、この分についての「病児・病後児児童保育施設の利用希望」というのは、回答が5年前の調査と同様に行っておりました内容について、受け入れ体制ができる病院がない本町において、補完できる体制を模索すべきではないかとの意見を申し上げました。

本事業は現在、実施していないがニーズ調査では利用の希望があることから、今後の対応方法などを検討していきますという答弁をいただいております。

三点目の意見として、今期、第3期から始まる新事業が何点かありますが、そのうちの子育て世帯訪問支援事業と乳児等通園支援事業は括弧して「子ども誰でも通園制度」という事業でありますが、いずれの事業ともに人材確保の体制ができているかとの意見がありました。

訪問支援は、保健師が対応する事柄を除く家事、育児支援などについて支援していくための対応に当たっては会計年度任用職員、あるいは保健師OB、保育士OBなどを確保して、子ども誰でも通園制度については、窪川・大正・十和地域の保育所、または子育て支援センターで受け入れ体制を整えていく予定と答弁がありましたので、そういう意見をいただいております。

そういう審査を経まして、審査の結果、本議案は全会一致で可決になりました。

また、補足になりますが、この第3期は5年前の2期と同等に、基本構想5項目を引き継いでいるということありますので、事業全体に遗漏は全く見受けられないと補足として付け加えておきたいと思います。

以上、審査報告とします。

○議長（緒方正綱君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告について質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

この議案について、委員長報告は可決です。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第2、議案第29号四万十町農業支援住宅条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号四十万町農業支援住宅条例についてを採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第3、議案第30号四十万町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号四十万町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第4、議案第31号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第31号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君）　起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第5、議案第32号四十万町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第33号四十万町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第32号及び議案第33号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君）　非常に大事な条例改正だと思うのでお伺いします。

今まででは3歳に満たない子の育児休業だったり、介護について配偶者も加える、育児に

については小学校就学が始まるまでの子ということで、当該職員の意向を確認するための面談、そのほかの措置を講じなければならないと。これはどのような措置を講じていく予定であるか、お伺いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） お答えします。

今回の議案については、介護と育児に対する負担が重くなっているので、仕事との両立をどう図っていくかという仕事側の配慮になります。具体的にやっていくことは、資料にもありますけれども、十分な情報提供や研修の機会を職員に対して与えることになります。具体的に何をするかというと、いろんな制度がありますので、相談があった場合に、こういう制度がありますよと、職員それぞれに対して一番有利といいますか、一番活用しやすい制度を伝えることになります。実際にそれぞれの職員全体に対しても、こういう制度がありますよと今まで以上に強くお示しをしていくのが趣旨となっております。

○議長（緒方正綱君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第7、議案第34号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 議案第34号についてお尋ねしたいと思います。

議案の説明のときに説明を大体いただいていたんですが、ちょっと理解が足りていませんので、確認かたがた聞いておきたいと思うんですが。内容は学校薬剤師が各学校へ訪問する際の費用ということですか、今まで学校薬剤師、嘱託薬剤師として年額2万4,000円を今回は1校につき年額1万2,000円に変更をするという条例改正となっています。

議案説明の際に、特に大正・十和では1名の薬剤師が6校を兼務されており、解消も含めてという話もいただいていたので、現在、本町の小中学校の割当てがどういう形になっていて、その中で1校につき1万2,000円といった経緯を一旦お伺いしておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 学校薬剤師の本町の割当て状況や、1万2,000円に決定した経過で説明したいと思います。

まず、四万十町は小中学校が14校あります。窪川地域に8校あり、4人の薬剤師が1人2校ずつ受け持つて、1人の薬剤師の報酬、年額2万4,000円です。そして、大正・十和地域は6校あって、令和6年度は1人の薬剤師が6校を受け持つていただき、現在の規定では年額2万4,000円ですので、6校でも2万4,000円でお願いしておりましたが、これでは非常に1校当たりの負担額が大きい状況となっております。それで今回、報酬額を改定

するに当たって、受け持つ学校数に応じて報酬を払っていくと決めました。

そして、報酬額の算定根拠については、県内の薬剤師について、いろいろ参考にさせていただきましたが、それぞれ市町村の事情によって決まっており、多いところもあれば四十町より少ないところもあり、非常に決めづらい状況がありました。

そのため、まず参考にしたのが、厚生労働省が行っている調査に短時間パートタイムの薬剤師の時給というのがありまして、約3,000円弱という数字が出ておりました。そして、薬剤師の仕事で参考になる「高知県学校環境衛生検査の手順書」というものがありまして、その資料の中に、薬剤師の1回当たりの時間数が1時間半から2時間という参考資料があったので、1回2時間と算定しております。年間どれぐらいの回数があるかというと、この資料にも2から3回ということで、2回程度とし、1回2時間にすると6,000円、それが2回ということで、1校当たり1万2,000円という算定根拠をはじいております。

この1万2,000円を現在の報酬と比較しても、窪川地域では1人が2校持っております、現状の報酬を下回ることはない。現状と同等の報酬が払えるということで、1万2,000円と設定させていただきました。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 算出の根拠と今までの流れは大体、理解しました。

大正・十和地域の薬剤師は今1人ですかね。大正地域に1人いますので、負担が結構かかるというところですが。基とする厚生労働省の資料も検討して決めたということですが、教育委員会としては薬剤師の学校への訪問というのは、年間2回3回なりと捉えているのか。スケジュール化は多分していないとは思うんですが、各学校の受入れ体制等も相まってくると思うので、その辺りの捉え方をもう一回だけ聞いておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 学校薬剤師の学校においての勤務ということもあり、それぞれ校長の必要性に応じて伺っていただくことになっております。

まず、勤務の内容はそれぞれありますが、基本的に薬剤師の業務としましては、学校保健の計画に参与するとか、照明等の照度の検査、保健室や医薬品の薬剤には劇物などもありますので、その管理指導を行うと聞いております。そこら辺の出務については学校と学校薬剤師で調整していただいております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第34号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第8、議案第35号四万十町町民会館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号四万十町町民会館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 目程第9、議案第36号四万十町集会所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） お伺いします。

町民の方からは、集会所がなぜ地元に譲与される形で条例から削除されるのかという疑問もあると思うので、集会所を地元譲与する必要性がなぜあったのかという点と。合意形成がどのように進められ、今回、条例から秋丸集会所及び野地集会所が削除されることになったのか、お伺いします。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） お答えします。

地区集会所の地区移管ですけれども、集会所は四万十町内で約130か所をちょっと超えるぐらいあります。以前、合併後の協議になりますけれども、旧町村でそれぞれ集会所の取扱いがまちまちになっていたこともあります。大正・十和地域では大方が公、町で管理をする、旧窪川地域は部分的ではありますけれども、地区で管理をお願いしたり、町が管理をしたりと。130か所を超えるぐらいの集会所がありましたので、基本的には町もそういった財産の管理の部分もありますので、地区が主に使う集会所は地区で管理をしていただこうと、徐々に地区移管を進めてきたという経緯があります。

ただ、集会所を整備するに当たりまして、町の財源をもって整備をした集会所もあれば、国とか県とか、いろんな事業絡みの補助金などを入れて整備している集会所もあります。補助金などを入れて整備している集会所は、補助金をもらっている手前もあり、一定の耐用年数がある間は、それを管理する側が事業主体になりますけども、基本的には町が事業主体で整備をしておりますので、管理者が変わりますと補助金を返還する必要も出てくるところがありまして、そういう耐用年数が過ぎた段階で徐々に地区移管をしていきましょうと。一遍になかなか進まなかつたという今までの経緯もあります。

町では、そういう整備時の補助金の入れ方とか、建物の耐用年数とかを見ながら移管を進めていくということですけれども、中には一定期間、公、町が管理をしているというところで、地元でそれを引き取ると地元の負担も大きいのでと、協議が進まないケースもあります。それでも旧町村の間からの流れもあって地区で管理をしていただいている地区もありますので、やはり公平性の観点からも地区移管は進めていくという方針です。

移管に当たりましては、経年劣化していますので建物を良好な状態にしてからお渡しをすることが前提になってくるというところで、秋丸集会所及び野地集会所、地区移管の話をさせていただきながら、現行の集会所の状態を見まして必要な改修を行い、そういうことを進めてきて、秋丸集会所は令和2年の段階で一定の工事が完了しておりましたけれども、その後の実際に地元に管理をお願いする協議が、区長の引継ぎとかいうところで少しうまくいかないところもありましたが、この度まとまったということと、野地集会所についても改修工事自体が令和4年末から5年にかけて終わりまして、改めて、もう一回地元でお願いできないかという話を持っていきまして、この度まとまったということで、令和7年4月から地元移管に進めていくと、今回の条例改正に至ったところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君）ほかに質疑はありませんか。

11番下元真之君。

○11番（下元真之君）大体、今の説明で分かったわけですけれども、結構、話を進め出してから時間もかかっているなと感じました。譲与した後ですけれども、所有権とか管理権は集落に全部譲るということでいいのか。となりますと、維持管理の話も出ていましたけれども、そこから後の修繕であるとか様々にかかる保険料、光熱水費も維持管理費も含め、全て集落で賄っていくという理解でいいのか、もう一度確認をお願いします。

○議長（緒方正綱君）企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君）その後というところです。まず、所有権ですけれども、今回、地区移管ということですので、所有権その他全て地区にいくことになります。

その状態ですので、その後の管理は基本的には地区で持てていただくことになるんですけれども、元から地区で管理していた集会所も含めてそうですけれども、一定そこは町で補助をしていきますというところで補助制度を構えています。それは今年度の予算にもありますし、令和7年度の当初予算にも計上しておりますけれども、集会施設の整備事業という部分で修繕について2分の1を補助するという形を取っております。

また、維持管理、光熱水費についても、今年度、令和6年度から基本料金について補助をしましょうと。これは自治会にお支払いをしていました交付金の改正に伴って、集会施設の維持に関してもそれぞれの自治会でかなり負担が大きくなっていることもありますので、光熱水費の基本料金について今年度から補助しましょうということで、今、進めているところです。ですので、全てあとは地区でやってくださいねということではない、一定の負担は継続して行政も面倒を見ていくというところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 分かりました。光熱水費にしても基本料金分は見ていくかというのは譲与した集会所だけのことなのか。自分のところで賄ってきたほかの集落がありますよね。そういうところとの公平感といいますか、どんなに考えるのか、お聞かせ願いたいのと。こうやって譲与するとなると、最後の取壊しのところまで集落にお任せしていくことになるのか、取壊しのところも補助制度なんかがちゃんと考えられているのか、お聞かせ願いたい。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） まず、光熱水費の基本料金の件ですけれども、これは譲与したものに限りません。全ての集会所、もともと地区で管理している集会所についても光熱水費は町で補助するという制度をつくっております。

それから、取壊しの件ですけれども、現行では集会所を取壊しをしたいですというご要望を承ったことが私の記憶ではないです。ですので、現行ではそういう制度はありませんけれども、建物は経年劣化していきますので、当然そういうことも想定はされます。今後の課題というところで話が全然ないわけではなくて、庁舎内、行政内部の協議の中では出てきたこともありますので、一定そこは今後、制度をつくるか、つくるとしたらどの程度やるのかも検討していきたいというところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第36号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第10、議案第37号四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 今回の改定は議案説明資料の要旨によりますと、物価の高騰により維持管理費の増加を根拠とした指定管理者の申出により、協議した結果、改定を行われるとありますけれども、周辺のこういった施設に関して、値上げをしても同じような金額になっているのかどうか。そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） お答えします。

周辺施設との比較といいますか、収支状況が悪化しておりますので、特に新型コロナウイルス感染症禍以降、近年、宿泊等がまだ回復していない状況にあります。また、近年では今年も地震の話がありましたけども、宿泊者の増加が厳しい状況ですので、今回の改定によって収支状況の改善を図りたいという観点から設定をしているところです。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 答弁をいただきましたけど、要旨の目的とその理由が整合性が取れていないような気がするんですけども、仕方ないかなというところではあります。

あと、飯ごう、電灯については物品の破損等により破棄したため削除するとありますけれども、そもそも破棄して削除するぐらいニーズがなかったのかという理解でよろしいの

でしょうか。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） お答えします。

飯ごう等は興津の青少年旅行村の指定管理者と話をしまして、随分古い物でしたので破損もしていると。新たに整備して貸し出すというのもなかなか手間がかかるということで、今回、もう整備しないことにしております。ニーズとしては特になかったと聞いております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 確かに私自身も地元で見ている限りは利用者も年々減ってきて、新型コロナウイルス感染症禍以降、減ってきてているのは確かなんですが、この金額の査定に当たって、実質の現状と今後、これをしたことによって見込めるものの状況をしっかりと精査しての金額なのか。ご答弁お願いします。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） お答えします。

しっかりと今後も管理していただける金額としていくということと、一方で指定管理料も今回の予算で上げております。その中で収支のバランスをしっかりと取っていただくというのは興津青少年旅行村の指定管理者である観光協会であるとか、興津青少年旅行村の管理者であるとかと打合せをした結果、この金額にさせていただいているという状況です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第37号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第11、議案第38号四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第38号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第12、議案第39号四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 質問してみたいと思います。

この内容は、四万十町水道事業に係る布設工事監督者と水道技術管理者に関する条例の

一部を改正する条例という項目になっています。説明資料を見ておりますが、内容等に難解なところがあつて、私ら素人からするとなかなか理解し難いというか、すぐ頭に入つてこないところでありますので、お伺いするわけであります。要は令和6年3月、国今までの所管が厚生労働省であったものを国土交通省に移管すると。内容も生活衛生関係の行政の機能強化のために、もろもろそういったことに勘案して、今回は水道業務に関しては国土交通省に移管すると。

それに基づいて、今言つた工事監督者あるいは技術管理者の資格について変えていくんだと。本町もそれに準じて今から変更していくという条例の内容であろうかと思うんですが、その辺りのことは十分把握させていただくんですが。新旧条例の対照表も見て、赤書きのところがいっぱいありますと、とにかくどの辺りが変わって、どういった形になっているのかと。国土交通省に移管した際の監督者、あるいは技術者の資格認定が厳しくなつたと読み込んでいるんですが、もう一度、この工事監督者、技術管理者について主立つた変更点、資格要件が厳しくなつたのはどの辺りかを全部とは言いませんが、主立つたところをお伺いできればと思って質問したいと思います。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） お答えします。

まず、条例改正の資格要件の見直しになった背景からご説明します。こちらは水道設備の整備や管理に携わる職員の減少によりまして、水道法によって資格要件が定められております布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となつてることで、資格要件の見直しが行われるものとなつたという背景があります。

次に、主な改正点についてです。まず、一つ目としましては、布設工事監督者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としておりますところを、下水道等に関する実務経験を含めるとしたこと。二つ目としましては、布設工事監督者の学歴及び学科要件において土木工学課以外の課程を追加すること。三つ目としまして、布設工事監督者や水道技術管理者の資格要件について、現行では大学の土木工学科またはこれに相当する課程において、衛生工学または水道工学に関する学科目を履修した者は必要とする実務従事経験年数を1年短縮しているというところを、履修科目に関わらず3年以上の実務従事経験を必要とすると、この三つが主な改正点となっておりますので、どちらかといえば、先ほど見直しの背景を申し上げましたとおり、この布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となつてることによって資格要件が一定ちょっと緩くなつたというよう

な方向性になったものであります。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 要件としては分かりました。

この関係も、いわゆる人材不足ということで、それに関連して内容等は緩くする、緩和をされたという捉え方でいいと思いますが、今、さらさらと言われてもなかなか頭に入つてこないんですが、そういう形の読み込みをせないかんと承っておきたいと思うんですが、本町の場合も4月1日の施行ですよね。関係業者あたりに変更点の事前周知はどういう形になるのか。たちまち4月1日から工事があるということであれば、そういうことも要件に入ってくると思いますので、確認しておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） お答えします。

こちらについては、事業者にも国から通知というのも当然ありますでしょうし、町からも関係事業者にもこのような通達等させていただき、周知したいと思っております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第39号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第13、議案第40号四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第40号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第14、議案第41号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第41号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第15、議案第42号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第16、議案第43号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行

います。質疑はありませんか。

1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） この家地川の拠点施設の指定管理ですが、ここは前回、私も。

[「指定管理じゃない。条例の改正」と呼ぶ者あり]

○1番（武田秀義君） すみません。

○議長（緒方正綱君） 質疑はありませんか。

11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 当初の計画からは1年遅れることとなりましたが、この度、計画どおり2階を含めた施設全体を指定管理施設へ移行するためのものなんだということですが、1年遅れた理由をもう一度、簡単で構いません、説明していただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 家地川の件で、1年遅れたことをお答えしたいと思いますけれども。当初の予定では令和3年7月に家地川の拠点施設が稼働し始めまして、3年後に全館指定管理という計画で進んでおりました。ですが、ちょうど令和3年から新型コロナウイルス感染症禍が始まりまして、その間、もちろん事業計画の中では集落活動センター「けやき」が1階にありますけれども、その活動と共に、併せて2階の簡易宿泊もやつていくところで、そこで利用の状況とか宿泊者の獲得とかを3年間見ながら、やりながらその実績を持って指定管理に移行することでしたけれども、通常の状態であればそれでよかったですですが、コロナ禍によって外出制限がかかったりで、思ったよりも宿泊者数が伸びなかつたと。その辺の状況がありまして管理運営のノウハウを蓄積するための期間としてはちょっと短いこともありました。

それが令和5年度に終わって令和6年、本来であれば今年度からもう指定管理になるべきですけれども、令和5年度にやっと元に戻りつつあったところもありましたので、1年間ちょっと様子を見たということです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 下元議員が聞かれた内容のことなんですが、私は前回、総務常任委員会で家地川の「けやき」、四万十オルモ組合については調査研究をしてきた経緯があります。言われたように、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、いろいろと体制が整わなかつたところもあって、去年1年で活動計画、収支計画を立てて、その様子を見て判

断をするという内容だったと思うんですが、その辺も全て検討された上で条例改正のかどうか、その点、お願ひします。

○議長（緒方正綱君）企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君）この後、指定管理議案も出ますけれども、今回の条例改正、当然そちら辺を全て勘案した上で一定、宿泊者数が何人来れば収支が、大幅に黒になるかどうかはともかくとして、赤にならない程度になるには何人なのかも令和5年、6年、この2年間の宿泊状況などを見て、おおよそ分かってきたところです。

一部、今、物価高騰で光熱水費等、上昇しておりますので、このままでいくとまたちょっと今の料金体系では厳しくなるところもありはしますけれども、当面、現状だとこれだったらいいけるだろうというところまでゴーが出たという判断で今回、指定管理に出そうということでの条例改正です。

以上です。

○議長（緒方正綱君）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第43号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君）起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより暫時休憩します。10時45まで。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（緒方正綱君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第17、議案第44号四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君）　起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第18、議案第45号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

10番水間淳一君。

○10番（水間淳一君）　関連になるかも分かりませんが、質問したいと思います。

地域の盛り上がりというか協力度というか、活性化拠点について盛り上がりと。直接業務に携わる方たちのやる気度、言わば士気ですね。どのように感じたかをお願いしたいと思います。

○議長（緒方正綱君）　企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君）お答えします。

ちょっと主観的な話になりますので、私どもが感じているところですけれども、士気、やる気度、お話を持っていく段階で役員の方たちとお話をすると「それはやらんといかんろう」と、決して否定的なご意見はいただいてはいないところではあります。

ただ、実際の行動となりますと、どうしても特定の方に負担が寄る傾向がやっぱりありますて、その辺、特定の方に対して負担が寄るので、その方の対応というところがなかなか厳しくなってきているような状況もあります。そういうことでは長く続くのが難しいです、できるだけ皆さんで平準化して、協力してやっていただくようにと再三にわたつて申し上げているところですけれども、なかなかお仕事の都合があつたりして、どうしてもそこら辺が一気に改善はされていないという状況です。

ただ、地元としてもあそこの施設を使ってやっていこうという思いはあると思いますし、また地元の方も、運営には携わっていないんですけども利用というところでは利用されている方もいらっしゃいますので、そこら辺、今後も引き続き町のほうもバックアップしながら続けていけばと考えているところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君）10番水間淳一君。

○10番（水間淳一君）今の説明でおおむね分かりました。やはり、ああいった事業をするのには地域の方々の協力がないと、ちょっと事業も成功せんという例も今までにもありましたので、ちょっと聞かせていただいたがですが。それと、直接業務に携わる方のやる気度とか本気度とか士気が大事ですので、引き続いて、地域全体のことを見守っていただきたいと思ったから質問したわけですので、よろしくお願ひします。

○議長（緒方正綱君）11番下元真之君。

○11番（下元真之君）先ほど条例改正のところで質問しましたけれども、1年遅れた理由は新型コロナウイルス感染症禍もあって、運営していくためのノウハウをちゃんと運営者が身につけることができなかつたため、1年遅らせたんだという話だったと思いますが、それにしても、こういう時代ですから厳しい運営になるんだろうなとは思うわけです。こうした中で、もし赤字運営になったときの対応を指定管理者と行政側ときちんと話し合ができた上でこういうことになって、今回指定管理として上の2階の部分も渡すようになっているのかどうなのか。その話し合がちゃんとできているのか。赤字になった場合にどういう対応をするのか、その状況を教えていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） お答えします。

まず、この1年間延ばしたところで、どれぐらいの集客があれば経営として成り立っていくのかがおおむね分かったと先ほどお答えしたと思います。年間の宿泊者数で言いますと、おおむね700人前後で、今の料金体系でいきますと、簡易宿泊所ですので1泊大体4,000円で今、運営をしているところですが、経費的なところがこれ以上、物価上昇などの影響もありますけれども、今ぐらいの経費の配分であれば年間700人程度宿泊していただければ、おおむねプラスマイナスゼロ、または少しプラスになるという今のところの収支の計画となっています。

ただ、現在、既にこの計算をした後に、3か月ぐらい前に計算したんですけれども、光熱水費がまた上がりました。クリーニング代とかも上がってきています。経費が上がってくると宿泊料、現行1泊4,000円では厳しいかと思いますので、このまま物価上昇等が続くようであれば宿泊料金を上げざるを得ないというところが出てきます。

利用料収入と経費、経営とのバランスを見ながら収支を図っていく、まず、これが第一だと思っております。極力その運営において赤字を出さないための努力をまずやっていただくのが前提です。結果的に赤字になったとしても、その原因がどこにあるのか。先ほど申し上げましたとおり、収支の段階で釣り合っていないことが原因であれば料金改定に踏み切ることも必要ですし、取組が足らないというところであれば、それは指定管理者の努力の中でやってくださいというところになろうかと思います。赤字が出たことをもって即、行政が指定管理料でそこを補填するという考えは今のところ持っていませんので、そこら辺は指定管理者も十分理解していただいているものと思っております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 今の話でいきますと、宿泊者数と宿泊料金で賄えなくなる可能性もあるわけですよね、電気代なり燃料費なりが上がっていますから。ただ、料金改定のところは指定管理者のところでやっていっても構わないのかどうなのか。そこも行政側に了解を得ながらでないとできないのか。その確認をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 利用料金については条例上規定されておりますので、指定管理者の手前で勝手に変えることはできません。ちゃんと議会にお諮りをして、ご了解いた

だかないとできないです。

○議長（緒方正綱君） 14番、堀本伸一君。

○14番（堀本伸一君） 関連で質問をさせていただきます。

2階の簡易宿泊施設をこの度、地元の四万十オルモ組合に指定管理をするという内容ですけれども、宿泊施設を一切地元で預かるこことなれば一定、運営が楽になるかなという気もするわけですが。ただ、どういう状況がその年その年、生じるか分かりません。これまで2年間、直営でやってきた町の状況を見て、宿泊者数の年間を通じての繁忙期と閑散期等々があるのではないかと私は勝手に思っています。1年間通しての宿泊客が到来すればいいのかなと思っていますが、やっぱりそういうかんと閑散期もあるのではないかと心配をしています。年間何か月ぐらい繁忙期があって、あと非常に閑散的な状況が分かっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 2年間の実績、その前の2年は新型コロナウイルス感染症禍でしたので、ちょっと参考にならないですけれども、2年間の実績で見ますと春先から、来週ですか、桜マラソンがありますけれども、3月末ぐらいから夏場超えて秋口ぐらいまではずっと。梅雨時はちょっと落ちますけれども、それ以外の時期はおおむね繁忙期と言えると思います。

ただ、冬場に入りますと極端に宿泊者が減ってきます。近隣に四国電力の営業所もありますので、工事関係とかで宿泊される方がいらっしゃれば別ですけれども、そういった特殊な事情がない限り冬場は閑散期になります。

そこら辺は、四万十オルモ組合、指定管理者の努力にもよりますけれども、例えば大学など、現実、昨年も関西大学の学生が数十人泊まっていたこともありますので、そういう取組を広く呼び掛けながら平準化するような努力をしていただければ、経営としては成り立っていくのではないかというところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 14番堀本伸一君。

○14番（堀本伸一君） そういう状況が見え隠れすると私も個人的に心配しております。年間を通じてコンスタントに宿泊客がおる、それが合計して、先ほど700人と。これが900人、1,000人となれば一定持続的な運営が期待できるわけですけれども、閑散期をどういう形で埋めていくかは、この度、地元の事業者と指定管理の契約をするわけですか

ら、閑散期はこういう形で自分たちは埋めていくんだと。したがって、これだけの収益を上げていくんだという話があったのかなと。その確認があつての指定管理になったのかなと私は捉えています。

それがないとするならば、先ほど厳しい質疑もあったわけですけれども、閑散期を宿泊客で埋める仕組みも行政に頼り切りという状況では駄目だと私は1人の議員として捉えているんですよ。ですから、この契約をするに当たって契約の相手方、地元の四万十オルモ組合から、閑散期の計画を自分たちは持っているんだというお話があったのか、なかつたのかだけ教えていただきたい。

○議長（緒方正綱君）企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君）具体的に令和7年度、来年度になりますけれども、こういうことをするという話は今のところ、まだありません。ですが、先ほど申し上げましたような大学を受け入れるというところは実績としてありますし、来年度も引き続き行うという話も聞いています。それのみということではないけれども、そういうことも参考にしながらこれからつくっていただければと思っております。

○議長（緒方正綱君）14番堀本伸一君。

○14番（堀本伸一君）この厳しい状況の中、さらにはまた、どういう状況が生じるかもしれません、予測不可能なところはあります。そういったところをしっかりと捉えて事業計画をしていかんと、私は今後も厳しい状況があるのではないかなど。いずれの事情があっても、経営難が生じてくる可能性もないとは言えないですから、地元は地元で一生懸命頑張っておるけれども、自分たちでやるんだという思いと、それに期待をしながら支援をしていく行政とが、かみ合わないと指定管理というのは成立しないと私は捉えています。もし、今までやってきたことの繰り返しで、それをそのまま引き受けてという状況でいく中では厳しいものが生じてくる可能性があると。その可能性があった場合に指定管理の契約をしていく行政として、どういう真意を持っているのかを確認したいと思います。

○議長（緒方正綱君）企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君）四万十オルモ組合との話し合いの中ででもそこら辺、しっかりと事業計画をつくってくださいと再三にわたってお話をさせていただいております。一応、都度、都度、今年はこういうことでとお示しいただいております。その中で、実質オルモ組合単独ができる取組と、例えば観光協会ですとか、別の団体と協力しながらやつしていく取組、もちろありますので、ちゃんと計画として稼働していくように。

例えば、令和6年度で言いますと、アユの火振り体験ツアーをやろうとしましたけれども、ご存じのとおり、アユが記録的に不漁だったためにできなかつたとか、不測の事態も考えられますけれども、そこを埋めるような手段も代替案として持っていたくようなどころは一緒に考えながら進めたいと思います。

○議長（緒方正綱君）ほかに質疑。

2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君）年間宿泊者数が700人。新型コロナウイルス感染症禍以降、だんだんと増えているような印象を持っていますし、先ほども大学生の受入れとか、非常に一時的に増えるところもありますが、四万十オルモ組合の受入れの人員的なところ、もちろん確認されていると思うんですけども、再確認のために、受け入れるほうの人員、そこら辺は大丈夫なのか、きっちとした体制ができているのか。確認したいと思います。

○議長（緒方正綱君）企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君）人員の受入れ体制です。ここ2年の中でその辺、十分回るのかどうなのかも検証する意味も込めて、1年間待ったところですけれども。2年間の実績の中で主にオペレーション、予約の受入れから始まって、宿泊者の受入れの段階をするメンバーがこの人たち、清掃するのがこの人たち、宿直がこの人たちでという役割分担自体はこの2年間にできたということです。

これが、900人から1,000人、1,500人みたいな感じでどんどん上っていくと、人手が足らないという話にもなるかと思いますけれども、現行ではそこまで急激に伸びるここまで行けば幸いなことですけれども、急に伸びることはないだろうと、現行の体制で十分いけるというお話し合いの下で今回受けていただくことになっております。

以上です。

○議長（緒方正綱君）2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君）宿泊施設の清潔さは大事だと思いますし、私はあそこの施設がすごく好きで、黒潮町佐賀へ抜ける道も整備されていますし、あちらからの取り込みも期待できるんじゃないかなと思うわけでありますけど。令和7年から12年という非常に長い5年間です。私も総務常任委員会で携わってまして、やはり我々世代、ちょっと上の方が少ないところが問題であるということで、5年となると結構長いですので、年齢バランスも考慮されているのか、確認させてもらいたいと思います。

○議長（緒方正綱君）企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 年齢のバランスでお答えしたいと思いますが、確かに四万十オルモ組合の今、主力で動いていらっしゃるメンバー、年齢層が少し高い方が多いかなというところはあります。ですが、この5年で機能不全を起こすほどの高年齢の方たちではない、十分動いていただけるものと思っておりますので、この5年間に關しては、そこまで切迫感は我々は持っていないです。これが10年、15年となってきたと、その後の世代の方に入っていただかなければならなくなりますので、少し懸念するところではありますけれども、現行、たちまち困ることはないかと思います。

それから、大変申し訳ありません。この機会に、先ほど11番議員のところで利用料金の改定をする場合は議決をということでしたけれども、現行の条例上では上限の定めになっていますので、下げる分には議会の議決を得る必要はないかと思っております。上げようとするときは必ず議会の議決を受けることになろうかと思います。訂正いたします。

以上です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第19、議案第46号四万十町ホビーランドに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行

います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第46号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第20、議案第47号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第47号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 目程第21、議案第48号令和7年度四万十町一般会計予算を議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） 当初予算資料17ページの空き家家財道具処分事業です。近年、空き家が非常に増えて、空き家の中に家財道具がたくさんあることが課題で、その処分に対して補助する事業となっておりますが、補助対象になる詳しい内容をお伺いします。

予算書59ページ、また、57ページの婚活についての質問です。婚活サポーター活動謝金が40万円、婚活連絡協議会謝金が6万2,000円、婚活支援事業委託料が649万円とあります。様々、婚活に力を入れていると思うのですが、実際、結婚などはその人の人生にとって非常に重要なことであり、ナイーブな面もあって、政治的にどこまで介入するのかが、私としては疑問点があるんですが。特に電話番号を交換したとか、そういうことは内面的なものであり、その人の幸せにつながることなので、ここで議論する問題では一定ないのかなと把握しているんですけど。実際、参加された方の中からもそういう声があるんじゃないかなと思うんですが、今後の予算もついているところではあるんですが、どのように把握していくのかと。

三点目が57ページ、食品ロス削減の72万円の小さな額とはなりますが、例年やっておられる事業ですので、どのような費用対効果があったのか。今後も継続されていくのかどうかもお伺いしたいと思います。

最後に、104ページの健康づくり婦人会補助金27万9,000円、食生活改善推進協議会補助金33万5,000円、こちらもそんなに大きな額ではないのですが、実際、婦人会も非常に高齢化されており、それを引き継いでいく担い手の育成も困難な状況があります。補助金が出るから、やらなくてはという状況も一部はあると思いますので、今後、賢く縮むところで考えたときに補助金を入れ続ける事業と、やめる事業を精査する時期には来ていると思うので。特に若い世代の人たちは保護者として部活動の外部化とかで、より忙しくもなつ

たり、介護等々で、婦人会に参加しづらいところもあると思いますので、時代の変化に対応した今後の予算づけも必要かなということで、そのような話合いもされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方正綱君）　にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君）　四十万町の空き家家財道具等処分費用補助金の対象物件でご説明します。

対象物件については空き家として、おおむね年間を通じて居住等使用がなされていない居住の用に供する建物となっております。また、町のホームページ等で公開している空き家情報に5年間、掲載していただくことを条件に定額の補助をするものです。

○議長（緒方正綱君）　企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君）　私から婚活事業について、お答えします。

この事業は出生数の増というところが最終目標で、その前提となる婚姻数も増やしていくないと出生数につながらないというのが従前からの考え方です。行政としてどこまで踏み込めるかは大変ナイーブな問題、議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、何もしなければ自然の流れになる、今のような状況になっていくというところで、ここを何とかしようと取り組んでいる事業ですが。基本的には結婚を希望する方が対象となっておりますので、誰でも彼でもに声をかけているわけではありません。

それから、イベントなども実施しておるわけですけれども、出会いを求める方がイベントに参加されておりますので、一定、公共事業としてやっておりますが、事業をやる中で結果というところ、最終的にはご結婚まで行っていただければいいんですけども、そこら辺の実績の把握については、その方たちの了解の下、お答えできる範囲でお答えしていただいているのが現状です。

なお、自由参加のイベントですと、正確な数値が分からないところもありますので、四十万町では出会い系センター「てとてと」を設けまして、そこは会員制になっておりますので、最初から会員登録するときに、そういったご報告は構わない範囲でお願いしますと、ご了解をいただいている方たちですので、その方たちの動きは一定、把握ができるというところです。

それと、食品ロスの関係です。小学校、保育園などに食品ロスの重要性を授業などを通じてやっておりますので、食ロス日記なんかをつけながら、小学校ですと食品ロス、SDGsに取り組みましょうという学習でやっております。実際にどれぐらい食品ロスの量につな

がったかは、なかなか把握しづらいところではありますけれども、啓発事業として続けていかないと先行き、SDGsの取組は難しいところがありますので、教育の場面から取り組んでいきたいというところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 私からは健康づくり婦人会補助金、食生活改善推進協議会の補助金について、ご説明したいと思います。

議員おっしゃられましたとおり、会員の高齢化は進んでおりまして、次世代、次の世代の委員の代替わりといいますか、後継者を育てることが大変急務となっております。この二つの団体ともに県下的に、全国的に取組があるものでして、活動自体には県の補助金も入っております。県の補助金は予算書には入っていないですけれども、それぞれの団体から申請をしていただいている形になっております。

予算の内容については、窪川・大正・十和地域でそれぞれの団体、地区ごとに活動していただいておりますけれども、例えば健康づくり婦人会でしたら保健所管内の総会への出席であったり、スポーツ大会とかにも参加をされております。また、食生活改善推進協議会については県の総会と、須崎保健所管内の会などもありますし、男性の料理教室や地域の伝承料理の勉強会なども行っており、大変重要な役割を担っていただいていると考えております。

おっしゃられましたとおり、時代の変化もありますが、委員の後継者を育てるのも重要ですので、協議会の皆さんと共に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 予算の概要の16ページ、妊婦のための支援給付事業で、目的としては妊娠期から切れ目のない支援を実施することにより妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施すると、500万円ついておりますが。妊婦であることで5万円、胎児数、掛ける5万円、50人ほど見込んでいるのかなと想像はつくんですけども、その見込み人数を教えていただきたいのが一点と。予算書103ページの上から4段目、不妊治療費助成費として75万円ありますが、不妊治療もいろいろあると思うんですけども、メニューとしては十分、対応できているのかと。

説明資料17ページ、先ほどありました空き家家財道具等処分事業で、空き家ということは、本町にいらっしゃらない方もおられると思うんですけれども、その方へのアプローチはどのようにするのか、教えてもらいたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 私から二つ、お答えします。

まず、妊婦のための支援給付事業ですが、議員おっしゃられましたとおり、実績を見て50人ほど予算化しております。妊婦の方に5万円、胎児に5万円ですが、今回から胎児が2人、双子であった場合は10万円になりますので、双子の場合は15万円が支給されます。

それから、不妊治療助成費75万円、これで賄えているのかということですけれども。件数を手元に持っていないので、はっきり申し上げることができませんけれども、これも前年ベースで予算を計上しております、それぞれ専門的な治療をしていただいていると考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） お答えします。

空き家家財等の処分事業について、どのように周知して、アプローチしていくのかという点ですけども、本事業は、町内については回覧、広報、ホームページ等で周知を図っています。町外にもホームページ等の情報掲載と、固定資産税の課税通知、そういうものを活用できるかどうかは所管課と打合せした後に詰めていきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 妊婦のための支援給付事業、大体イメージどおりではあるんですけど、もちろん金銭的な補助はすごく大事なところではありますが、目的の妊娠期から切れ目のない支援となりますと、移住者が多い本町にとっては身体的、精神的なケアは非常に大事であろうかと思うんですけれども、どのような対策を取られるのかと。

不妊治療の助成費に関しては、私に個人的に、県外でも適用になるのかという問合せがありまして、副課長から個別に迅速な対応をいただきまして回答は得ているんですけれども。県外と県内の手続に違いがあるのか、あるのであればどういった内容になるのかをお聞きしたいのと。

空き家家財道具に関することは、ホームページに載せたところでホームページに見にこないと見られないで、やはり何らかのアプローチがないと、悩んでいたとしても手を挙

げてくれる人はいないと思うので、先ほどおっしゃられた固定資産課税通知、そこら辺からアプローチするとお知らせもできますので、是非検討してほしいと思います。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 私からは切れ目のない支援でお話をしたいと思います。

まず、妊娠されてから健康福祉課、また、各地域振興局でいろいろと面談をします。そのときに給付についても申請書をいただいたり、通院についての説明とか、通院費の助成もありますので、そういう説明もさせていただきます。

また、生まれた後にも母親の心身のケア、また子どもの心身のケアで、産後、宿泊できる事業などもメニューとして構えております。それは高知市の産婦人科がメインですけれども、大正・十和地域の妊婦については愛媛県で出産をされる方もいらっしゃいますので、昨年度、令和5年度から宇和島市の産婦人科の宿泊事業なども契約しております。

あと、その都度、乳幼児健診など、体重を量ったり身長を測ったりというときにご相談をいただければ健康福祉課、また地域振興局の町民生活課の保健師が伴走型の支援をしていくと考えております。

それから、不妊治療の県内と県外の手続の違いということですけれども、資料を今、持っていないので、契約等々あるかもしれません、後ほどご答弁させていただきます。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） すみません。資料がないと申し上げましたけれども、県内と県外で手続に全く違いはないということです。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 妊婦のための支援給付事業も、不妊治療費助成事業も十分な体制ができているのかなというところですが、やはり、相談しくいようなケースもあるかなと思いますので、考慮の上で取り組んでいただければ相談に来やすい、また、ナイーブなことですので、そこら辺は気をつけていただければなと思います。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

3番林健三君。

○3番（林健三君） 七点ほどやりたいと思います。

まず、予算書21ページ、江師農林水産物集出荷加工場使用料11万4,000円とあります。その下に江師園芸作物実験場使用料19万6,000円について説明をお願いします。27ページ

の647万3,000円、電源立地地域対策交付金の説明。33ページ、505万円の土地貸付収入の説明。34ページに流木売払い収入というのがあります。4,132万1,000円の説明。

そして、歳出になりますが、2項4目11節役務費の1万3,000円、人工ゼオライト特許許可手数料があります。

〔発言する者あり〕

○3番（林健三君） ページ数言わんかったかな、108ページ。そして、120ページ、開けていただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○3番（林健三君） 109ページらしいです。あと120ページの2,572万円、有害鳥獣捕獲報奨金の説明。関連してですが、121ページになりますが、3,596万4,000円の鳥獣被害対策補助金の説明と。その下の有害鳥獣捕獲隊強化事業補助金53万円についての説明をお願いします。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 予算書21ページ、歳入、江師農林水産物集出荷加工場使用料、その下の江師園芸作物実験場使用料の内容についてご説明します。

こここの実験場及び加工場については、現在、企業組合に年度ごとで使用してもらっているところですが、令和7年度もその団体が使用するとしたらということで、例年同じような使用料等を想定して予算を計上しているところです。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 私から、電源立地地域対策交付金の内容の説明です。

これは例年いただいているものですけれども、家地川ダムと津賀ダムに係る交付金とい
うところです。※P42 訂正あり充当先は今年度も保育士の人事費に充てることにしております。

○議長（緒方正綱君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 私からは予算書33ページ、土地貸付収入の505万円について、お答えします。

この土地貸付収入については、町の財産を団体にお貸ししている分の使用料としていただいているものですけれども、本庁、大正、十和と多岐にわたっておりますので、ひとまず主なものだけご説明いたします。

まず、大きなところで大正の駅前の車庫の用地。本庁分については北庁舎に商工会等に

貸しております、その分の収入。十和では局の管内の土地建物の全体的な使用料として40万円ほど上がっておりまし、デジタル放送の中継局等に土地を貸しているようなところ等あります。補足というか、細かいご質問があればそれから説明いたします。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 予算書34ページの流木売払い収入は令和7年度に行います町有林の間伐事業に関係して、窪川地域が1か所、大正地域で2か所、合計で約52haの搬出間伐を実施する計画となっております。また、作業道については、約5,000mを開設することになります。これらの間伐した材と、支障木として搬出する材で、合計3,500m³程度を予定しております。そちらの合計が4,132万1,000円となっております。

予算書120ページの有害鳥獣の被害対策です。イノシシや鹿、猿、カラス、ハクビシン、ノウサギ等、有害鳥獣を捕獲していただいたときの報奨金を計上しております。

同じく121ページ、3,596万4,000円の有害鳥獣被害対策事業補助金は金網などの侵入防止柵の補助金で、令和7年度は3万9,000m余りの柵の設置の要望をいただいておりますので、その金額になります。同じく有害鳥獣捕獲隊強化事業補助金53万円の部分ですが、これらも、こちらは狩猟免許を取っていただく際の試験手数料、それに必要な診断書とかの費用の補助の予算となっております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） 私からは予算書109ページ、人工ゼオライト特許許可手数料についてお答えします。

こちらは、ごみの焼却灰の無害化や人工ゼオライトの製造システムについての特許の保有権を町をはじめ、五つの団体が保有しており、その手数料の支払い分となります。

○議長（緒方正綱君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） 今、課長から答弁がありました。

まず、江師の実験場の関係ですが、北村大正地域振興局長が企業組合と言つておりましたが、あまり利用しよらんがやないかなと感じていますが、どんな作物を作つて、実験場ではどんなことをやつているか、内容を示してもらわんと困るがですけど、利用目的をお願いします。

あと27ページの電源立地地域対策交付金の関係ですが、去年と同じ保育士に使つてある

と言っておりましたが、600万円の内訳、十和が何ぼ、大正が何ぼとあると思います。それを示していただきたい。

建物の関係は、貸付収入、大正とか駅のところとか、中継所の関係とかは分かりましたが、流木の売払い収入の関係です。先ほど町有林で窪川1、大正2か所、52haで3,500m³とか言っておりましたが、松とか杉とかいろいろ項目があるんですよね。内訳をもう一回聞かせていただきたいと思います。

あと役務費の関係です。人工ゼオライト特許許可手数料。五つの団体と言っておりましたが、詳しい五つの団体、どこかを示していただきたい。

それから、120ページの鳥獣被害の関係で、課長から説明がありましたが、イノシシ、鹿、猿とか言っておりましたが、捕獲数を分かっていたら説明。その下の鳥獣対策事業補助金については、金網とかを3万9,000mでしたかね、買うと。分かりました。鳥獣捕獲隊強化事業についても、初心者の免許の関係ということで分かりました。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 江師園芸作物実験場での歳入の予算ですが、これは令和7年度の当初予算で計上しております。どういうものを作っているかという現状のことしか申し上げることはできませんが、現状で作っているもので言いますと、カボチャの栽培等を試験場で行っています。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 電源立地地域対策交付金の充当先はダムに一番近いところにある認定こども園たとの、そこの人件費に充てています。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 流木収入の内訳ですが、搬出する材は杉、ヒノキの人工林等になります。この中で約2割が杉、8割がヒノキという見積りをしているところです。

有害鳥獣のところで、令和6年度の捕獲の状況です。4月1日から11月14日までのいわゆる有害期間の捕獲報奨の部分に係る頭数です。イノシシは2,119頭、鹿が1,038頭、猿が10頭、カラスは8羽、ハクビシンが410頭、ノウサギが128羽、タヌキが354頭、アナグマが251頭などとなっております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） 分かりました。江師の実験場と建物、集出荷場ですよね。この用途変更はもう今後はできないんですか。関係ないか。これはええです。

それから、電源立地の対策交付金ですけど、課長から田野々保育所とか言っていましたが、この内訳ですよね。私言つたがとちょっと違うような答弁やったがやけど、大正と十和、それと窪川も関係していますが、大正で何ぼ、十和で何ぼ、その内訳を示していただきたいと思います。

あと鳥獣被害の関係ですけど、猿が10頭とか捕獲していると言っておりましたが、今、私の地区でも猿が非常に増えて困っている状況です。また一般質問でもやらないかんから、その辺よろしゅうに。

○議長（緒方正綱君） 3番議員、あまり細かいことまで行くと質疑の範囲を超えるようになりますので、もう少しまとめて。

○3番（林健三君） はい。猿の対策をどうするかだけ聞かせていただきたい。

○議長（緒方正綱君） その前に環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） 先ほど人工ゼオライトの特許権者についてのご質問がありましたので、お答えします。特許権者は、町以外にユイ工業、愛媛大学、高知工科大学、ラサ工業となっております。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 電源立地の関係で地区別の振り分けの内訳をというご質問だと思いますけれども、この交付金はダム周辺のところの費用に充てることができるという形ですので、特段、地区分けをしているわけではありません。従前、去年のこの議論の中で川の対策に充てるべきじゃないかといったご意見もいただいたところですけれども、そこの辺も模索はしましたが、どうしても手続の関係で、年内に事業を完了している部分の費用に充てができるという見解を県からいただきまして、川の景観整備の事業は年を越して1月以降に実施する部分もありまして、その辺までは対象にならないということで、令和7年度は事業のスケジュール感と、この電源の対象になる部分とが合わないところがありましたので、例年どおり人件費に充てさせていただいております。

ですので、保育士の人件費ということですので、別段、地区分けとかは考えずに、ダムに最寄りの認定こども園たののの人件費に全額を充てているところです。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 猿の対策をということでした。令和6年度は有害期間中

に10頭となっております。令和5年では12頭、令和4年度は16頭など、大体この辺で有害の実績は推移しているところです。ただ、やはり捕獲が難しいところがありますので、現在、町内において猿の捕獲おりの設置、そういうことを試験的に行っている地域がありますが、まだ実績が上がっておりません。これから出てくることもありますので、おりの設置など、状況を見ながら町内でまた捕獲対策を講じるかどうかとも今後、考えていきたいと考えております。

○議長（緒方正綱君） 3番議員、よろしいですか。

○3番（林健三君） もうええです。

○議長（緒方正綱君） 議員の皆様に一言申し上げます。質疑ですので、意見的なことはちょっと控えていただきたいと思います。

会議の途中ですが、ただいまより暫時休憩します。午後は1時から再開します。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長川上武史君から、午前中の令和7年度一般会計予算における3番議員に対する答弁について訂正したいとの申出があつてありますので、これを許可します。

企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 午前中の3番議員からの電源立地地域対策交付金に対するご質問の中で、津賀ダムと家地川ダムに係る交付金ですと答弁を申し上げましたけれども、正しくは発電所単位で交付金は算定されますので、津賀発電所と、家地川は佐賀発電所と言いますので、津賀発電所、佐賀発電所、もう1か所、松葉川発電所、この3か所が算定の基礎となっております。

その後に内訳というご質問をいたしました。私は歳出ベースで交付金をどういうふうに使っているのかという質問だと思い、歳出ベースでは振り分けはありませんと答弁を申し上げましたけれども、実は歳入ベースの地域別の内訳をというご質問だったというところです。現状では四万十町一本で来ておりますので、地域別の割り振りというものはこの交付金に関してはございません。算定基礎の中で割り振るとすれば、発電所単位の発電量に応じて交付額が積算をされますので、津賀発電所では350万円程度、佐賀発電所で290万円程度、松葉川発電所で10万円程度と。算定の基礎としてはそういった振り分けになるというところです。

以上です。おわびして訂正いたします。

○議長（緒方正綱君） 引き続き、一般会計予算の質疑を続けます。

11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 予算書61ページ、先ほども質問ありましたが、空き家家財家具等の処分の補助金についてですが、要件として、ホームページに処分した後の家は5年間掲載しなきゃならないんだということでしたが、貸し出す空き家の荷物整理と書かれておりますけれども、貸す相手がもう決まっている家も対象になるのか、もしくは売買みたいなことが決まっている空き家も対象になるのかどうかを聞かせいただきたいのと。116ページ、上から2段目の園芸用ハウス等リノベーション事業の補助金で、これは県の補助金のようですが、内容がハウスのリノベーションは分かるわけですが、データ駆動型農業の推進と書かれておりまして、その事業の内容は一つはハウスの本体補強、資材の高度化は3分の1の補助なんだと。二つ目はハウス内設備の高度化につながる環境制御装置の整備と書かれていますけれども、いまいち内容が分かりませんので、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） お答えします。

空き家家財道具処分費用の件ですが、主に賃貸という形で掲載していただくことになります。貸し先が決まっておりましても5年間の貸出しですよね。その方がもし出されたとしても、また空き家情報に掲載していただけることがありましたら対象になるかと思っております。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 園芸用ハウス等リノベーション事業補助金についてお答えします。ハウスの補強関係やデータ駆動型農業の推進で、その辺をご説明したいと思いますけれども、本体の補強というのは災害等の対応ができるように被覆資材などの資材を変えていく事業です。昨年度までは県が直接窓口となり受付をしていた事業ですが、令和7年度からは町が窓口で予算計上していくものです。

ハウス設備等の高度化につながる環境制御装置は、中で二酸化炭素の量であったり温度とか、それに伴う生育状況とか、そういった機械、IoTのつながるような設備などを設置して、効率化であったり、また収穫のタイミングであったり、そういうものを向上していこうという設備に対する支援になっております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） 補足させていただきます。3親等以内への貸出しは対象外となっておりますので、ご了承ください。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） それぞれ課長から答弁をいただきましたが、空き家家財道具の処分で、この経費の考え方がいまいち分かりにくかったんですが、荷物の整理、運搬、処分に要するものという書き方をしていますけれども。処分のところは、例えばごみ処理場へ持っていく料金とかで分かる気がしますが、荷物の整理とか運搬とかいうところの経費はどんなに考えたらいいのかが分かりませんでした。説明をお願いしたいと思います。

ハウスのリノベーションですが、補助の金額の見方がいまいち分かりにくくて、これは上限を示しているのかなと思いながら見ていましたが、例えば上の一つ目だと、1,600万円掛ける3分の1と書かれてますので、500万円ちょっとが上限なのかなと思いながら見ていましたが、そこら辺の見方の説明をしていただきたい。

また、両方ともですが、結構大きな金額の上限が示されており、上限じゃないかもしませんけど。リノベーションした後にも3分の1の補助しかない、3分の2、1,000万円近くは例えば、農家が自分で収入を見越して払っていかなければならぬものだと思いますので、その要件みたいなのがしっかりとになっているのか。要件があれば、お示ししていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） この事業においては基本的に業者への委託を想定しております、一般廃棄物の処分、運送の許可を得ている業者に発注することとしております。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） まず、補助金の上限というところですけれども、予算化をする前提で、要望調査を行っております。予算書の概要資料に載せておりますけれども、件数見込みとして12棟とか、高度化につながる分は10棟と書いておりますけれども、これが要望の件数、該当するハウスの棟数になります。それらの合計額で1,600万円の事業費を見込んだという。

あくまでも補助率は3分の1であったり、2分の1であったりですので、1件当たり幾
※P47 訂正あり

らということではありません。予算の配分を受ける範囲内ですが、令和7年度から町の事業として現在、要綱を制定中ですので、また今後、個別にご相談いただければ詳しく対応したいと思います。

○議長（緒方正綱君）ほかに質疑はありませんか。

9番中屋康君。

○9番（中屋康君）8日の事前の勉強会のときにお伺いした分は割愛したいと思うんですが、概要資料16ページ、先ほど2番議員からもありましたが、ほかの観点でお伺いしたいと思います。今回から国の予算500万円で妊婦のための支援交付金が創設され配分されているということですが、内容については、妊婦に5万円、生まれた胎児に対して5万円となっていますが、この交付金は継続的に8年、9年と毎年同じ5万円が支給されるのかどうか。国予算ですので流れを確認しておきたいのと。事業概要に現金振込等確実な支払い方法とすると、なお書きをしておりますので、何か背景があって、現金振込等と書いてあるのか。今、いろいろ振替もありますので、その辺りのところを聞いておきたいです。

あと、予算書129ページ、商工ですね、7款。昭和地区にあるふるさと交流センターですが、今回、再整備ということで、計画策定業務に500万円近い金額が出ています。従前から大分経年をしていまして、あと何年ぐらいの予定で再整備をしていくのかを一旦お伺いしておくのと。今の規模と同じぐらいの敷地内でやっていくのか確認させてもらいたいです。

133ページを開けていただきまして、きらら大正ですね。きらら大正の運営費の中で今回、屋根の防水改修工事で2,900万円、全面的に改修するということですが、どういう形の屋根のふき替えになるのか、現状の材料でふき替えるのか、確認しておきたいと思います。なぜ聞くかというのは、今、きらら大正の屋根の具合、大雨が降ると結構音が入り込んでしまうもので、静かな式典、コンサートをやっている時なんか障りがあるのを昔、記憶があるので屋根の構造を確認しておきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方正綱君）健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君）妊婦のための支援給付事業についてお答えします。

議員がおっしゃられるのは8年度、9年度もこの事業は存続していくのかということだったと思いますが、子ども・子育て支援法の中に給付金が明記されましたので、法律が続く限りこの制度は続くものと思われます。

現金振込等確実な方法とすると書かせていただきましたのは、昨年度はギフトでポイントであったりしました。その差異を明確にするために現金で振り込みますよと、この書き方をさせていただいたことと。未成年でも母親になられる方はいらっしゃいまして、その未成年の方の保護者に振り込むのではなくて、その方に振り込むようにという指示も出ておりますので、現金と口座振込で本人口座へお振り込みいたします。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 129ページ、ふるさと交流センターの関係になりますが、本年度、令和6年度に基本構想の策定を行っております。この中で今の状態の調査なんかも行っているわけですが、建物の1階部分がスラブのような形で、倉庫等を置いている造りになっています。2階に事務所があるわけですが、調査した結果、1階のスラブ部分は非常にまだ丈夫だと確認もされました。今後、1階のスラブ部分は壊さずに、そこをうまく有効活用し、2階については大分リニューアルをする形で、造り直すような方向で考えております。

スケジュール的なことを言いますと、本年度が基本構想、令和7年度の予算で基本計画、基本設計、令和8年度が実施設計、令和9年度に施設改修と考えておりますが、基本的には有利な補助事業等の活用をしながら進めていきたいと思っておりますので、そういったタイミングを見ながら、スケジュールはもしかしたら変更していくかもしれません。今のところはそのように考えております。

○議長（緒方正綱君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） きらら大正運営費の工事請負費、屋根防水改修工事についてご説明します。

まず、きらら大正、大正のまちなかにあるコンベンションホールですが、建設から30年が経過し劣化等、耐用年数超過等の状況でもあります。そういう中で昨年、令和6年、台風10号による影響が一番あるんですが、雨漏り等が何か所かで発生しております。今は何とか応急処置みたいな、防いで使っているんですが、雨漏りを早急に防がないかんということで、今回2,915万円ほどの屋根防水改修工事費として計上させてもらっています。

構造については、改修工事ですので別の構造にするとかではなくて、今の構造のままで雨漏りがこれ以上ないように、防ぐような工事を予定しております。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 申し訳ありません。先ほど11番議員からハウスリノベーション事業の質問い合わせた際に、補助限度額のところで、私はそれぞれ項目ごとに3分の1、2分の1とお答えをしましたが、限度額は10a当たりハウスの高度化に対する部分は33万3,000円、環境制御装置では10a当たり100万円が上限となっておりますので、訂正を申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 農林水産課長に中断されましたが、ちょっと確認の項目があります。妊婦のための支援、十分、分かりました。これはいみじく今朝方の第3期子ども・子育て支援事業の妊婦の包括相談支援センターということができましたね。恐らく、ここに書いてある支援はそういうところでやっていかれると思うので、健康福祉課、生涯学習課の兼ね合いもあるので、そこら辺りのリンクがどういう形でこの計画の中で生かしていくかをもう一回、確認させてもらいたいと思います。

きらら大正の屋根ですが、要するにそっくり入替えではないんですね。そうすると構造的には恐らくまた大きな雨音がする、防音装置はできないかと思うんです、屋根の工事、形態であればですね。そこの辺りが気になりながら、確認させてもらったので、今の段階で返答がなければ結構です。

ふるさと関係はもう十分、計画も分かりましたので、また折々のときにお伺いしていきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） こども家庭センターのお話だったかと思いますが、こども家庭センターの連携についてお答えします。

予算上は特に主立っては出でていないわけですけれども、妊婦、妊娠する前から、また妊娠、出産して、保育所に行く、学校に行くという流れがずっと続くわけですけれども。子どもの世代に関わる自分たちとしては、教育委員会と生涯学習課は保育所の中で、また学校教育課とは学校の中、教育研究所もありますので、そういうところとずっと連携をしていく。保健師、専門職が中心になりますけれども、ずっと連携していくと。それで18歳まで子どもと、こども家庭センターは設定しておりますので、ずっと見ていくのだと、伴走型で見ていくのだという形でこの事業を行っていきたいと思っております。

○議長（緒方正綱君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 補足させていただきますが、きらら大正屋根の防水

工事について、全体が雨漏りをしているわけではなくて、何か所か雨漏りしているところがありまして、そこがメインの改修工事で、防音の工事は今回は入っていないんですが、通常、きらら大正、ホール等を使う上で、支障があるほど雨の音がしているようには私は感じていませんが、なお、確認させてもらいます。きらら大正は今、非常に利用もしていただいている。中高の音楽部であったり、人権協の研究大会、地元の無手無冠の株主総会とか太鼓の演奏会、いろんな場で使ってもらっていますので、その利用団体等が有効に使えるように、またなお、確認させていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君）ほかに質疑はありませんか。

6番 中野正延君。

○6番（中野正延君）予算書117ページ、工事請負費で、七里地区農業水利設備保全整備とありますが、これはどういった形の保全整備になっているのか、どこのことなのかを教えてもらいたいことと。124ページ、投石魚礁設置工事ですが、7年度はどういう形で行われるのかと。3行ぐらい上に投石魚礁造成効果調査委託料とあります。どういった調査になっているのか、継続調査なのかをお伺いしたいと思います。

最後に、167ページ、放課後子ども教室指導者謝金とあります。去年より400万円ぐらいほど上がっているかと思いますが、通ってくる子どもが増えたのか、これまでの指導者不足が解消されたのか、どういう形で増えたのかをお伺いします。

○議長（緒方正綱君）建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君）お答えします。

七里地区農業水利施設の保全整備ですけど、工事内容としまして、まず七里地区にある三堰の頭首工、正式名称は葛切頭首工といいまして、そこにおける一部のゲートの改修工事の計画と、柳瀬地区に流れている用排水路の改修工事を行う計画になっております。

○議長（緒方正綱君）生涯学習課長今西浩一君。

○生涯学習課長（今西浩一君）放課後子ども教室の指導者の謝金の増加要因でご答弁を申し上げます。

全体では子どもの数は減っておりますので、そういったところの増減ではありませんで、この講師の謝金については基本的な最低賃金をベースに見直しを行っております。特に令和6年度の改定で結構、大幅な増加がありましたので、令和7年度については、そのベースになる単価が引き上がったことが主な要因です。

○議長（緒方正綱君）農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 投石魚礁設置工事費の部分でお答えします。

新年度は興津地区において投石魚礁の設置を考えているところです。令和5年、6年度と志和地区において実施してきた事業の継続的なものと捉えていただきたいと思います。まだ具体的な協議等には入っておりませんので、今回、予算を承認いただきて新年度に入つてからの動きとなってきます。

投石魚礁造成効果調査委託料で24万2,000円計上しておりますけれども、これは先ほど申し上げました志和地区で投石魚礁を設置した後の藻場の造成の状況を潜水して、継続的な状況を見ていきたいための調査費を計上しているところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 七里の水利の保全整備というのは実は前回、産業建設常任委員会におきましたときに三堰の要望書が出た、その件のことかなとは思うんですけど、こういう形で解決していくのも一つの方法だったと思います。

あと、投石の継続調査、引き続きやるということで、また、いろいろ成果が上がるならと思います。子ども教室に関しても賃金の引上げということなので、分かりました。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 予算書59ページの中ほどに体験型ツアーサービス委託料423万円、内容を教えていただきたいことと。84ページの障害児者福祉医療給付費、その下も同じようなことだと思うんですが、大体どれくらいの利用状況なのかを教えてほしいのと。

105ページ、四十川方式のところ、プロアーモーテル手数料は令和6年、今年度の当初予算でも同じようにプロアーモーテルがあるんですが、それほど移設しなきゃいけないのか、その点を教えていただきたいことと。145ページの女性防火クラブ活動事業補助20万円とあります。女性クラブがどれくらいあって、補助内容をお願いします。

それから、57ページの7節報償費で、今年度は隅田川の納涼大会の予算があったんですが、来年度はないんですが、どこかに持っているのか、今年はないのか。そのところに小さな集落活性化アドバイザー謝金もあったのがなくなっているので、どうした理由なのか。64ページに協力隊の部分、協力隊の地域おこし協力隊インター業務委託料があったんですが、なくなっているんで、これもどこかに持っているのか、これもなくなったのかをお願いします。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） 59ページの移住体験ツアーについて、体験型ツアー事業の委託料と、64ページの地域おこし協力隊のインターン事業についてお答えします。

まず、移住ツアーですけども、移住の検討者、ファミリー層であったり若年層であったり、20人程度を年に2回、こちらに招いて移住体験をしていただくツアーの事業費となっています。1回当たり200万円程度で、ツアーの事業費が1回当たり160万円と広告料が50万円となっております。

一方、64ページのインターン事業といいますのは、地域おこし協力隊になる前にお試しで地域おこし協力隊として二、三週間程度、こちらのほうで体験していただく事業ですけども、なかなか希望者がないといいますか、協力隊にすぐに採用したいということもありますて、需要がないものですから今回予算から削除しております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 予算書84ページ、障害児者福祉医療給付費についてお答えします。

最初に、福祉医療費ということですが、重度心身障害のある方が健康保険証を持って医療機関等を受診した場合に、窓口で支払う医療費を町が助成する制度です。

議員のご質問の状況ということですが、人数とか件数のことでしょうか。人数、細かいところを調べて、後ほど回答させていただきます。ちょっとお待ちください。

すみません。障害児者福祉医療給付が173人、障害児通所給付費が19人の方で支出しております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） 四万十川方式のブロアー移設手数料についてご説明します。

こちらは十和地域に限っての四万十川方式なんですけども、台風時などに、どうしても河川が増水して施設自体が浸水してしまう状況になるわけですが、その際、ブロアーは浸水しないように一定、高いところには設置しておりますけども、それでも台風等でかなり水位が上がってしまったときにはさらに高台というか、移動させる必要がありますので、その際に限って一時的に移動させてもらうための経費です。毎年、増水の可能性があります

すので計上させていただいております。

○議長（緒方正綱君） 危機管理課長味元伸二郎君。

○危機管理課長（味元伸二郎君） 予算書105ページ、女性防火クラブ活動事業費補助金について説明します。

この活動については、大正・十和に2クラブあります。活動内容は防火パレードなどの広報活動や初期消火訓練、視察研修などを行っております。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 予算書57ページ、昨年あった隅田川の関係の報償費が今年はないというところです。

令和6年度、本年度は、よさこい踊り子隊の四万夢多に東京の墨田区で行われる墨田川踊りに参加していただくということで、町から報償費として支出しておったものですけれども。令和7年度は、毎年毎年派遣するのもどうかというところと、隅田川の踊り、お祭りの運営の方法も若干、変わってきたこと也有って、令和7年度当初においては少し見合させたところです。

○議長（緒方正綱君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 57ページ、令和6年度にはあった小さな集落活性化アドバイザー謝金が令和7年度の当初予算に上がってないがという質問やったと思いますが。まず、この小さな集落活性化事業は令和5年度から、大正地域で言いますと、下道・下津井地区を対象として県の補助事業として活用して、小さな集落活性化アドバイザー謝金を令和5年度、6年度に計上しておりました。県の補助事業、2か年にわたってということで2年を限度としておりますので、令和7年度には計上してないということです。

○議長（緒方正綱君） 1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 四万十川方式プロアは去年も十和で、今年も十和ということでおいいんですか。ただ、移設の状況が去年はあれだったので、今年もやるという理解でいいんでしょうか。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） お答えします。

窪川地域の3か所の四万十方式については、施設がつかってしまうとかプロアが浸水してしまうという施設はありませんが、十和地域10か所のうち約5か所はプロアが浸水してしまう恐れがありますので、つかる可能性が出てくるような台風とか増水時にだけは

移動させて、一時的に一度移動させてもらって、水が引いた段階で元に戻してもらっているという作業を行っていまして、年によって全くない年もあれば、複数回出てくる場合もあるということです。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

5番佐竹将典君。

○5番（佐竹将典君） 当初予算の概要24ページ、令和7年度の財政調整基金の取崩し額が6億5,000万円とあり、近年の取崩し額を見てみましたが、最近では一番大きい金額を取り崩される予定ということと。減債基金の取崩し額もここ最近では一番大きい9,400万円で、町のお金がどんどん減っているように見えるので、ご答弁をお願いします。

もう一つ、1ページの一番上にも物価や人件費の上昇に伴う経常的経費の増加などと記載されております。これを見て9ページの令和7年度歳出性質別パイチャートを見てみると、人件費は14.7%で投資的経費は18.9%、投資的経費のほうが人件費のパーセントを上回っていますが、この算出方法は適当なのかをお伺いしたいです。

○議長（緒方正綱君） 総務課財政班長片岡文明君。

○総務課財政班長（片岡文明君） お答えします。

まず、24ページの財政調整基金と減債基金の取崩し額が近年、増加傾向であるといったご質問だったかと思います。財政調整基金の取崩し額は、令和7年度当初においては6億5,000万円を予算計上させていただいております。その要因としては、先ほど三つ目のご質問で1ページに記載しております、物価や人件費の上昇に伴う経常的経費の増加が主な要因となっております。

その経常的経費というのは、8ページ目をご覧いただければ詳しい経費の内訳を載せております。上段から人件費、物件費、維持補修費、その他もろもろありますけれども。基本的な経常的経費と位置付けられるものが人件費と物件費、物件費は中には人事的なものもありますけれども、主には人件費、物件費の中の経常的なもの、この部分が近年の物価上昇であったり賃金の上昇で増えている。これはうちに限らず全国的な同じような状況になりますけれども、そういうことで、財政調整基金の取崩し額が増えているといった状況になっています。

減債基金について、当初予算でいきますと近年、取崩し額が増えているという状況になっておりますけれども、こちらの取崩しの内訳としまして、700万円程度は県の交付金の使途、充当する対象が借金の返済に充てなさいねというものが700万円ほどあります。そ

のうち3,800万円程度は、令和6年度と5年度は普通交付税の追加交付がありました。追加交付、現金を5年度と6年度は追加でもらいましたけれども、国から、現金で配るけれども翌年度、その次の年の交付税措置額を一定減らしますので、基金に積み立てて後年度に適切に使ってくださいという指示があったものを一定、取り崩しています。それが3,800万円程度あります。

残り5,000万円程度は、8ページの真ん中より上、公債費が借金の返済額になるんですけれども、こちらが年々増加傾向にあります。令和7と6の当初を比べますと4,000万円程度増えています。こういった公債費の負担を平準化するために減債基金から5,000万円ほど取崩しのほうを今回させていただいている。そういったことで、当初予算で比べますと令和6、7、近年、取崩し額が増えている要因になっています。

三つ目のご質問の入件費と普通建設事業費の割合についてですが、令和7年度当初は191億7,000万円ほどの歳出予算の総額があります。そのうち普通建設事業費が34億円程度です。8ページ目に内訳と構成比の割合を載せておりますけれども、対する令和6年度は195億4,900万円の予算に対して22%ほどの普通建設事業費でしたので、6と7を比べると一定減っている。普通建設事業費というのは大規模な改修工事であったり、そういった工事費によって大きく増減しますので、ある一定、大型の事業が終了すると当然、普通建設事業費は減ってくるかと思いますし、逆に、大型の事業をすると、どんどん跳ね上がるような仕組みになっていますので、現状こちらの割合だけで見て財政的なところで大丈夫なのかということは、特段大きな問題はないのかなと私は理解をしているところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君）ほかに質疑ありませんか。

8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君）予算書138ページ、14節工事請負費の中の興津地区の一本松小室線防災対策工事費、浦分灯台線防災対策工事費とありますが、この工事の概要を教えてください。

○議長（緒方正綱君）建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君）お答えします。

この防災対策というのは、台風とか大雨のときに、山側の落石とかに対しての路側擁壁とか行う防災対策工事になります。一本松小室線に関しては、山側からの崩土なりの処理のため擁壁をやっての防護柵等の工事になります。また、浦分灯台線も同じく、そういう
※P54 訂正あり

った災害対策のため、コンクリート擁壁等を行う防波のための防災対策になります。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 工事の期間はいつから着工なのか、分かれば教えてください。

○議長（緒方正綱君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 今のところまだ予定の月は分かりませんけど、なるべく早い時期に、台風時期を避けて発注を行い、安全対策を行いたいと思っています。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第48号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号令和7年度四万十町一般会計予算を採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより暫時休憩します。2時5分までです。

午後1時50分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長下元敏博君から先ほどの8番議員の質疑に対する答弁について、訂正したいとの申出があっておりますので、これを許可します。

建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 先ほど浦分灯台線の概要について、擁壁工を設置すると答弁しましたが、実際のところ道路が冠水する被害が起きておりまして、冠水予防のために100m区間を側溝を整備すると変更させてもらいます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第22、議案49号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第23、議案第50号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第24、議案第51号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第25、議案第52号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第49号から議案第52号までの4議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番中野正延君。

○6番（中野正延君）　予算書207ページ、葬祭諸費ですけど、葬祭費の120万円、決算書を見ても割と変動的で毎年違うのは分かりますけど、この120万円はどういう形で算定して出しているのかと。249ページ、診療報酬収入ですけど、前年度と比べて1,000万円ほど下がっているんですが、ただ人が減っただけではないかと思いますけど、この要因についてお伺いします。

○議長（緒方正綱君）　大正・十和診療所事務長吉川耕司君。

○大正・十和診療所事務長（吉川耕司君）　診療収入が下がっている件について、お答えします。

昨年6月に医療報酬の改定がありまして、国の報酬改定により特定疾患管理料に算定されていた高血圧、糖尿病等の疾患が生活習慣病管理料というものに切り替わりまして、これによる減収となっております。

○議長（緒方正綱君）　暫時休憩します。

午後2時09分　休憩

午後2時09分　再開

○議長（緒方正綱君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長小嶋二夫君。

○町民課長（小嶋二夫君）　お答えします。

葬祭費については1件当たり3万円、40人分を見込んでおります。

○議長（緒方正綱君）　よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君）　予算書220ページ、大正診療所の分ですけど、歳入の合計は4億6,000万円ほど、その中の繰入金が2億4,700万円と半分ぐらいを占めているんですけど

も。ちょっと過去を調べてみると、令和3年、4年が1億7,000万円台、5年が1億9,600万円、6年が2億3,000万円で、今年、7年度が2億4,000万円と。こんなものなのかなというところ、この内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 大正・十和診療所事務長吉川耕司君。

○大正・十和診療所事務長（吉川耕司君） 繰入金の増について概要をお答えします。

本年度については、先ほどもご説明しましたが、診療報酬の改定による診療収入の減。もう一つは、今年度、5年に一度の電子カルテの更新がありまして、その電子カルテの導入費用について一般会計からの繰入れが増加している状況であります。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 十和診療所も2,000万円ほど通常より上がっておりますが、電子カルテといったところが要因との理解でよろしいでしょうか。両診療所とも、やはりなくてはならないところなので、経営的には特に問題ないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（緒方正綱君） 大正・十和診療所事務長吉川耕司君。

○大正・十和診療所事務長（吉川耕司君） 当然、赤字の額、一般会計からの繰入額はどんどん増加傾向にありますので、これを増やさない取組は必要やと思います。今年度は電子カルテの導入がありますが、来年度はありませんので、この分は来年度は減っていくことになります。

診療報酬の改定等は国の制度改定ですので、診療所自体の頑張りで何とかなるものではありません。今後も診療報酬の改定等で報酬が取れない状況になっていけば、この額は大きくなってきますし、人件費等の増もあります。これはどうしても免れないものとして今後も計上されていくと思っています。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

14番堀本伸一君。

○14番（堀本伸一君） 227ページ、診療所の設備。

○議長（緒方正綱君） 堀本議員、マイクをお願いします。

○14番（堀本伸一君） 診療所設備整備費補助金が800万円余りついていますが、内容を教えていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 大正・十和診療所事務長吉川耕司君。

○大正・十和診療所事務長（吉川耕司君） お答えします。

全額、電子カルテの更新費用となっております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第49号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算を採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算を採決し

ます。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算を採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第26、議案第53号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第27、議案第54号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第53号及び議案第54号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 予算書286ページの歳入のところですけど、後期高齢者医療保険料が2,000円万ほど増額になっていますが、また制度のせいなのか。ちょっと負担が増えているように感じますが、どういうことか、お伺いします。

○議長（緒方正綱君） 町民課長小嶋二夫君。

○町民課長（小嶋二夫君） お答えします。

この保険料の増加については、新規75歳になられる方の所得、収入が多くて保険料自体が高額になったということです。昨年度と比べて、その分が上がっておりまます。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計予算を採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第28、議案第55号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算、日程第29、議案第56号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算、以上、議案第55号及び議案第56号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 予算書347ページ、工事請負費の中に屋上防水補修工事があります。窪川荘も四万十荘も同じタイミングで予算が計上されていますが、長寿命化を図ったものなのか。確か窪川荘と四万十荘では8年かしら、築年数が違うと思いますが、この時期に一緒にやる理由と、長寿命化に対して、雨漏りだけでやっていくのか、建物自体がそういう状態になっているのかが分かればお伺いします。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 屋上防水工事についてお答えします。

窪川荘、四万十荘ともに築年数は違いますけれども、やはり老朽化で雨漏りが常にあります。令和6年度、今年度、施設の基本調査を行って、来年度からの改修であるとか、工事、修繕とかの計画を立てようとしているところですけれども、調査の中で早急に修理しておいたほうがいいと委託業者からアドバイスを受けまして、今回、屋上防水の工事費を計上しております。実際の施設全体の修理とかの計画は来年度、立てる予定しております。

○議長（緒方正綱君） 6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 差し迫った防水ということは分かりました。建物自体も40年、50年たっている建物なので、やっぱり関連したことが増えてくると思うので注意して行ってもらいたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 予算書369ページ、事務用備品購入費とありますが、これの内訳を教えてください。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） お答えします。

これは四万十荘で今、研修用に使っている椅子、会議用の椅子を購入する予定になっております。現在、使っている椅子はきらら大正で婚礼とかのときに使っていた椅子をいただいて使っているんですけども、何度も会議のたびに運んでくるのも大変ですし、置き場所もたくさん要るので、今回、重ねることのできる椅子と、それを運ぶキャリーと一緒に購入する予算を計上させていただいております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 368ページですね。四万十荘の樹木伐採処分委託料というのは、金

額的には20万円と小さいですけども、窪川荘と違って、四十萬莊はご承知のとおり非常に急峻なところに建っています。樹木も立ち上がって何回か伐採するケースが出ています。今回の委託料、20万円の金額はどこの箇所を予定しておるのかと。平生、以前は地域の方々が協力してやっていたんですが、高齢化と共に手が回らないといったことで人材派遣センターなんかにお願いすることもあるかと思うんですが、確認をしておきたいと。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 四十萬莊の樹木伐採処分委託料ですが、四十萬莊は2面が山側に接しているんですが、山側の樹木を伐採する予定です。去年、伐採したときは森林組合にお願いしました。今年も多分そうなると思います。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 分かりました。山側というのはラジオ塔のある山側ですかね。今回それで完結するのかどうか。かなり木が大きくなっていますよね。前々から要望が多かつた、非常に日当たりも悪くなったりしてますので、もう一回確認したいと思います。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 2面とも伐採する予定にはなっておりまます。やはり木は大きくなっていますので、これで終了ということではないですけれども、状況を見ながら委託したいと思っております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 会計年度任用職員共済組合負担金、窪川荘、四十萬莊両方とも金額が今年度より上がった予算が計上されていますが、単に物価高騰とか、値段の高騰の部分で上がっているのか、その点だけお願いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 私からお答えしますけども、会計年度任用職員の人数の増減もある部分もあると思いますけども。基本的に報酬、要は給料とかの額に連動する率で共済費が決まってきますので、人事院勧告等で金額が上がっていますので、その分の増額と捉えていただければ良いかと思います。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第55号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算を採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算を採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第30、議案第57号令和7年度四万十町水道事業会計予算、日程第31、議案第58号令和7年度四万十町下水道事業会計予算、以上、議案第57号及び議案第58号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 予算書383ページの支出の部分で減価償却費が約2億7,300万円で、これ下水道も約3,600万円あると思いますけど、どういった支出になるのかお伺いしたいです。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） 減価償却費は、施設改修などを行った際の総額に対して耐用年数というものがありますので、それを毎年計上させてもらっている費用です。

○議長（緒方正綱君） ほかに。

2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 予算書385ページ、未収金の増減額でマイナス895万円とありますが、未収金の895万円は回収しますとのことになりますかね。お願いします。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） もともと未収金となっておりましたものが、比較して額が減ってきたということになります。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） そしたら、未収金で残っている分を徴収できているよという感覚というか、そういうことですよね。確認させてください。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） おっしゃるとおりです。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第57号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号令和7年度四万十町水道事業会計予算を採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決され

ました。

これより議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号令和7年度四万十町下水道事業会計予算を採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第32、発委第1号四万十町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長味元和義君。

○議会運営委員長（味元和義君） それでは、条例の一部改正について、議会運営委員会の発委により提案いたします。

発委第1号。

令和7年3月13日。

四万十町議会議長緒方正綱様。

提出者、議会運営委員長味元和義。

四万十町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）により、引用する条例に条項ずれが生じること等に伴い、所要の改正を行うものです。

また、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和7年6月1日から施行されることに伴い、条例中に「懲役」の字句

が含まれており、改正法の施行日までにこれらを「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要があるため、所要の整備をしようとするものです。

以上、ご審議をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方正綱君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第1号四万十町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第1号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものについては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第33、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第34、閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

産業建設常任委員長から常任委員会において審査調査中の事件、及び各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があつております。

お諮りします。

各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

暫時休憩をします。

午後2時41分 休憩

午後2時57分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回四万十町議会定例会を閉会します。

午後2時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

四万十町議会議長

令和　　年　　月　　日

四万十町議會議員

令和　　年　　月　　日

四万十町議會議員